

大仙市子ども条例

解 説 書

平成26年5月

大 仙 市

大仙市条例第16号

大仙市子ども条例

平成26年3月19日公布

子どもは、一人一人がかげがえのない存在であり、大きな可能性を秘めている。

子どもが、大仙市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いである。

子どもを健やかに育むためには、全ての市民が児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利を尊重し、いじめ、児童虐待、不登校、引きこもり等の多様な問題から子どもを守るとともに、地域社会が一体となって支え合い、子育てに適した環境を整えなければならない。

ここに、「支え合い、ともに生きる健やか安心大仙」の実現を目指し、子ども及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

本条例は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を基として、子ども及び子育てに関する施策を総合的に進めるために制定するものです。

「児童の権利に関する条約」は、1989年(平成元年)に第44回国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効されました。日本も1994年(平成6年)に批准しています。

子ども及び子育てに関わる全ての人の役割を明確にし、子どもに関わる全ての人たちが一体となって子育てを支え、子どもが自分及び相手を大切にしながら、たくましく健やかに成長することを願うとともに、大仙市総合計画の基本理念の一つである「支え合い、ともに生きる健やか安心大仙」の実現を目指し、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども及び子育て支援に関する市の責務並びに保護者等の役割を明確にし、地域全体で子どもを健やかに育むための施策に関する基本的な事項を定めることにより、子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

この条では、本条例の目的を定めています。

子ども及び子育ての関係者それぞれの役割を示し、子育てに関する基本的な理念を示すことによって、子どもが権利を尊重され、健やかに育つことのできる社会づくりを目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設その他それらに準ずる施設の設置者、管理者及び職員をいう。
- (4) 地域住民 子どもを取り巻く全ての人をいう。
- (5) 事業者 事業を営む法人及び個人をいう。

本条例では、市内に住んでいる方のほか、市内の学校等に通う児童・生徒など、大仙市に関わりのある18歳未満の方を全て「子ども」として対象にしています。子どもには様々な定義がありますが、本条例では、児童の権利に関する条約や児童福祉法などにあわせ、子どもを「18歳未満の者」とします。

保護者をはじめとして、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等の学校関係者、市内に住んでいる方、市内で働いている方、など、大仙市に関わりのある方全てで子ども及び子育てを支えます。

(基本理念)

第3条 地域全体で子どもを健やかに育むために、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 子どもの人格や権利を尊重すること。
- (2) 子どもの最善を考慮した子育てに取り組むこと。
- (3) 市、保護者等がそれぞれの責務又は役割に応じて子育てに主体的に取り組むこと。

この条では、子どもや子育てに対する基本的な理念として、次の3つを定めています。

- (1) 子どもは大人の所有物ではなく、大人と同じように人格や権利があり、それらを尊重すること。
- (2) 子育てにおいて、子どもにとって最も良いと思われること(子どもの最善)を第一に考えて取り組むこと。
- (3) 全ての方が、それぞれの立場、役割に応じて、子育てに取り組むこと。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

- (1) 子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。
- (2) 子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。
- (3) 子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。
- (4) 子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる。

「児童の権利に関する条約」に掲げられた子どもの権利をまとめると、大きく4つにまとめることができます。それらを基に、本条例で守るべき権利を定めています。

「児童の権利に関する条約」の4つの柱

(1) 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

(2) 守られる権利

子どもたちはあらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

(3) 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じられることが守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

(4) 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

(ユニセフホームページより)

(市の責務)

第5条 市は、子どもの権利を守るため、子ども及び子育て支援に関する施策の推進に努めるとともに、関係する団体及び機関と連絡調整し、相互に連携して子育て支援に取り組む環境を整備するものとする。

2 市は、本条例の目的及び内容を、市民に周知するものとする。

この条では、市が取り組むべき事柄について定めています。

市は、本条例の周知を図るとともに、関係者との連絡調整に努め、意見を聞きながら子どもの権利の尊重や子育て支援に取り組みます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育ての第一の責任者としての自覚を持ち、子どもの健やかな成長を促すために、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが安心して過ごすことができる家庭づくりを行うこと。
- (2) 基本的な生活習慣及び社会のきまりを自ら守りながら、これを子どもに身につけさせること。
- (3) 子どもの発達の段階に応じて子どもの権利を守るための支援を行うこと。

この条では、保護者の果たすべき役割について定めています。

子どもがゆっくり休むことができる家庭の雰囲気づくりのほか、保護者が自ら手本を示しながら子育てを行うことを期待しています。

また、子どもが興味を持ったものに参加したり、意見を発表したりする際に、必要に応じて手助けするなど、子どもへの支援を期待しています。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、学校等が集団生活を通して子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子ども一人一人の発達の段階に応じて子どもの社会性及び学力の向上を図り、生きる力を育むこと。
- (2) 子どもが命の大切さを学び自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援すること。
- (3) 子どもが安心して育ち学ぶことができるように、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めること。
- (4) いじめや虐待等の予防に努めるとともに、関係機関と連携して早期発見及び早期解決を図ること。

この条では、学校等関係者に期待する役割について定めています。

すでに学校等では各種の活動を通して行われていることですが、引き続きこれらのことを踏まえて、子どもたちに接していただきたいという願いをこめて、明記しています。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域社会が世代を超えて多様な人間関係を築き、子どもの豊かな人間性を育む場であることを踏まえ、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 家庭や学校、医療、福祉、防犯等の関係機関と連携して、安全・安心な地域づくりを推進すること。
- (2) 地域行事や体験活動を行い、子どもが地域社会の一員として参加できる場を提供すること。
- (3) 地域行事を通じて、地域住民同士の交流を活発に行うとともに、大人と子どもが触れ合う場を提供すること。

この条では、地域住民の皆様に期待する役割について定めています。

安全・安心な地域づくりについては、すでに子ども見守り隊、防犯パトロールなどでも御協力いただいておりますので、引き続き御協力をお願いします。

また、地域での活動は、世代を超えて交流しやすい場であると思われるので、積極的な活動と、子どもとのふれあいの場の提供を期待します。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、労働者にとって子育てに関わりやすい職場環境づくりを進めるため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子育て支援制度について理解し、及び労働者に周知するとともに、積極的に活用すること。
- (2) 労働者が子育てに関わるための休暇を取得できるよう配慮すること。
- (3) 市が実施する施策や地域住民が行う子どもに関する活動へ協力すること。

この条では、事業者に期待する役割について定めています。

働きながらも子育てに関わりやすいように、育児休暇などの各種制度の正しい理解と雇用者への周知を期待しています。

(子どもの役割)

第10条 子どもは、心豊かにたくましく健やかに成長するため、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの権利を正しく理解し、自分を大切にするとともに、相手を思いやる気持ちを持ち、相手の権利を尊重すること。
- (2) いじめをしないこと。
- (3) いじめを受けた又は発見した場合は、保護者又は学校等関係者に報告及び相談をすること。
- (4) 市及び学校が開催する子どもに関する事業や地域の行事へ参加すること。

この条では、子どもに期待する役割について定めています。

発達の段階に応じて子どもの権利を正しく理解し、自分と同じように相手にも大切な権利があることを理解して、思いやりの気持ちを育むことを期待しています。

また、いじめは絶対にしないこと。自分がいじめられたり、いじめられている子どもを見つけた場合は、勇気を持って知らせてくれることを期待しています。

(基本計画)

第 11 条 市長は、本条例の基本理念を具体的に推進するため、子ども及び子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるために適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画について定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 市長は、基本計画の策定及び見直しを行ったときは、速やかに公表するものとする。

この条では、基本計画について定めています。

本条例の理念を具体化し、子どもや子育て支援に関する施策を進めるため、関係者から御意見をいただきながら、基本計画を策定します。平成 26 年度中に策定しますが、来年度は策定済みの「大仙市次世代育成支援行動計画後期計画」(H22 年 3 月策定)を基本計画とします。平成 27 年度以降は、新たに策定する計画を基本計画とします。

計画は策定され次第、速やかに公表して周知を図ります。また、定期的に評価し、必要に応じて見直しを図ります。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定により策定された行動計画は、第 11 条の規定により策定された基本計画とみなす。